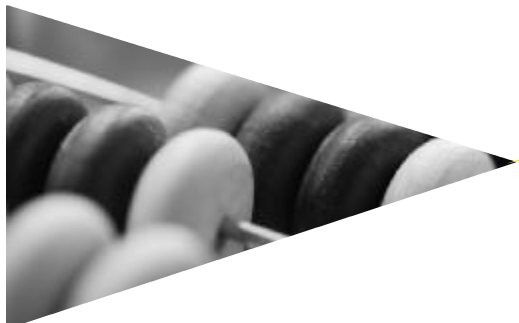


2011年3月9日

JBS Newsletter



中国税務及び投資速報(抄訳) 2011年2月

Contents

税務法規

1. 技術移転から生ずる譲渡益に対する企業所得税上の取扱に関する通達
2. ハイテク企業資格の更新審査期間における企業所得税の仮納付に関する公告
3. 早期退職に対する一時補償金に係る個人所得税に関する公告
4. その他の通達

商務法規

外貨法規

1. 海外直接投資人民元決済試点管理弁法
2. その他の通達

税関法規

アーンスト・アンド・ヤング中国では、税務・商務法規の最新状況に関するニュースレター、「中国税務及び投資速報」(中国語¹、英語²)を毎週発行しています。

2011年2月の発行状況は以下の通りです。

- ▶ 2011年2月 1日 第2011003号
- ▶ 2011年2月21日 第2011004号

Japan Business Servicesグループで、2011年2月発行分の中から、日系企業にとって重要性の高いと思われる税務・商務法規を選定して、「中国税務及び投資速報」の日本語版(抄訳)をお届けいたします。

¹ 「中国税務及投資法規速递」

² 「China Tax & Investment Express」

これら中国語版・英語版のニュースレターは次のサイトでご覧いただけます。

(中国語版) www.ey.com/chinese/CTIE

(英語版) www.ey.com/cn/CTIE

税務法規

1. 技術移転から生ずる譲渡益に対する企業所得税上の取扱に関する通達(財税[2010]111号)

概要

技術移転から生ずる譲渡益に対する企業所得税の減免措置について定める。2008年1月1日に遡及して適用される。

優遇措置の対象となる技術は、特許技術、ソフトウェア著作権、集積回路のレイアウト設計権、新種の植物、バイオ医薬品、財務部及び国家税務総局が指定するその他の技術とされる。ここで特許技術とは、その独占的使用権が法的に保護されており、その本質により、いわゆる発明、実用新案、意匠デザインを言い、単なる製品の外観の変更は含まない。

中国国内での技術移転については省レベル以上の科学技術部当局に対して、国外への技術移転については省レベル以上の商務部当局に対して、それぞれ登記が求められる。また財政補助を受けて開発した技術の移転については、省レベル以上の科学技術部当局の承認も受ける必要がある。

次の2つのケースは優遇措置の対象から除外する。

- ▶ 「輸出禁止・制限技術目録」に列挙されている技術の移転
- ▶ 直接または間接的に株式の100%を保有する関連者への技術移転

所見

技術移転に係る税制上の優遇措置については、すでに国税函[2009]212号が公布されている。この財税[2010]111号によって、同優遇措置の対象範囲や適用要件(5年以上の全世界独占的使用権を有すること、一定の関連者に対する技術移転の除外、技術移転契約の登記義務等)がさらに明確に示された。

国税函[2009]212号と財税[2010]111号は、ともに2008年1月1日に遡及して適用される。2008、2009年に技術移転を行ったが登記を行っていなかった場合に、その技術移転に関して企業所得税還付を受けられるかどうかは、税務当局、科学技術部及び商務部当局との協議の結果による。

財税[2010]111号の一部の文言の意味については、関連当局による解釈によらざるをえない。たとえば「外観に簡単な変更を加えるだけの技術は除く」という文言について、どの程度外観が変更されれば、減免措置の適用対象となるかは、当局の何らかの判断基準が必要とされる。

関連法規

- ▶ 技術移転所得に係る企業所得税の減免措置に関する通達(国税函[2009]212号)

2. ハイテク企業資格の更新審査期間における企業所得税の仮納付に関する公告(国家税務総局公告[2011]4号)

概要

ハイテク企業資格の更新については、資格有効期限の3ヶ月前から審査の申請を提出することができる。当該審査期間における企業所得税の仮納付にはハイテク企業資格の要件を充足するという前提で15%の優遇税率を適用することが認められる。この公告の施行日は2011年2月1日。

所見

国税函[2009]203号は、ハイテク企業資格の認定(資格の更新を含む)を受けると、当該年度より優遇税率を享受できると規定している。仮に更新審査に通らず、ハイテク企業資格が失効した場合には、当然25%の通常税率が適用されることになる。203号では更新審査期間にいずれの税率を適用すべきかが不明だったが、[2011]4号により、15%の優遇税率が適用されることが明確にされた。

ただし[2011]4号は、更新審査に不合格となった場合の企業所得税申告書の修正の要否やその方法については規定していないため、この点については税務局への問い合わせが必要となる。

関連法規

- ▶ ハイテク企業に対する企業所得税の優遇措置に関する通達(国税函[2009]203号)
- ▶ 「ハイテク企業認定管理弁法」の公布に関する通達(国科発火[2008]172号)

3. 早期退職に対する一時補償金に係る個人所得税に関する公告(国家税務総局公告[2011]6号)

概要

早期退職者に支給される一時補償金に係る個人所得税は、以下の税額の算出方法により計算されることと規定した。施行日は2011年1月1日。

$$\text{税額} = \{ [(\text{一時補償金} \div \text{早期退職日から法定定年時までの月数}) - \text{基礎控除額}] \times \text{適用税率} - \text{速算控除額} \} \times \text{早期退職日から定年時までの月数}$$

所見

早期退職に係る一時補償金は、非課税となる通常の退職金とは性格が異なるため、給与所得の一部として個人所得税の課税対象となる。従来の税額の算出方法については、以下の国税発[1999]58号の規定に従っていた。

1) 適用税率と速算控除額の算出

$$\text{一時補償金} \div \text{早期退職日から定年時までの月数} - \text{基礎控除額}$$

2) 税額の算出

$$\text{税額} = (\text{一時補償金} + \text{退職月の給与} - \text{基礎控除額}) \times \text{適用税率} - \text{速算控除額}$$

定年の50ヶ月前に早期退職し、一時金として500,000元の支給を受けた場合を例として、税額の算出方法の違いを示してみる(退職月の給与は考慮しない)。

国家税務総局公告[2011]6号	国税発[1999]58号
$\begin{aligned} \text{税額} &= [(500,000 \div 50) - 2,000] \times 20\% - 375] \times 50 \\ &= 61,250 \end{aligned}$	<p>1) 適用税率と速算控除額の算出</p> $500,000 \div 50 - 2,000 = 8,000$ <p>∴ 適用税率 = 20%、速算控除額 = 375</p> <p>2) 税額の算出</p> $\begin{aligned} \text{税額} &= (500,000 - 2,000) \times 20\% - 375 \\ &= 99,225 \end{aligned}$

この例を見れば、新規定により計算が簡単になり、課税額も軽減されるのは明らかである。しかし新規定では同月の給与の取り扱いが具体的に示されていないため、この点に関しては税務局への問い合わせが必要とされる。

関連法規

- ▶ 国家税務総局による個人所得税の諸問題に関する通達(国税発[1999]58号)

4. その他の通達

- ▶ 税務規定の失効・廃止リスト(部分失効を含む)に関する公告(国家税務総局公告[2011]2号)
- ▶ 住宅用不動産の個人売買に係る営業税の調整に関する通達(財税[2011]12号)
- ▶ 「中国・香港租税協定」第三議定書の発効に関する公告(国家税務総局公告[2011]1号)
- ▶ 「中国・シンガポール租税条約」第三議定書の発効に関する公告(国家税務総局公告[2011]3号)
- ▶ 航空機の修理に係る増値税の処理に関する公告(国家税務総局公告[2011]5号)

商法法規

- ▶ 不動産市場に対する規制の強化に関する通達(国弁発[2011]1号)

外貨法規

1. 海外直接投資人民元決済試点管理弁法(中国人民銀行公告[2011]1号)

概要

国内企業が人民元により海外直接投資を行うことが許可する。ここで国内企業とは、「クロスボーダー貿易人民元決済のパイロット都市」(「クロスボーダー貿易人民元決済試点管理弁法」により指定)に登録している非金融企業を指す。施行日は2011年1月6日。

人民元による海外直接投資を行うには、事前に海外直接投資の監督官庁から承認を得る必要がある。銀行が投資に係る決済業務を行うとき、当該承認証明書は審査の対象となる。

投資先が獲得した利益については、人民元により配当を受けることができる。銀行は投資先の利益処分に係る董事会決議を審査した後、入金手続を行う。

投資先の企業の増資、減資、持分譲渡、清算等については、監督官庁から承認を得て、人民元の送金・受領を行うことができる。また銀行は投資先の企業またはプロジェクトに対して、人民元による貸付を行うことができる。

関連法規

- ▶ クロスボーダー貿易人民元決済試行地管理弁法

2. その他の通達

- ▶ 貨物輸出代金の国外における預金に関する通達(匯発[2010]67号)

税関法規

- ▶ 「2011年関税実施方針」の実施に関する通達(税関総署公告[2010]85号)

Contact

当ニュースレターの内容に関するご質問がございましたら、下記のJapan Business Servicesの担当者までご連絡いただくと幸いです。

北京

高浜 学 税務・移転価格
manabu.takahama@cn.ey.com +86-10-5815-2834

小谷 将也 監査
masaya.kotani@cn.ey.com +86-10-5815-3350

天野 智博 監査
chihiro.amano@cn.ey.com +86-10-5815-2225

浦野 卓矢 税務・移転価格
takuya.urano@cn.ey.com +86-10-5815-2241

大連

小出 裕樹 監査
hiroki.koide@cn.ey.com +86-411-8252-8999

上海

木村 修 監査
yoshimi.kimura@cn.ey.com +86-21-2228-3003

田川 利一 税務
toshikazu.tagawa@cn.ey.com +86-21-2228-2118

江夏 潔子 税務
kiyoko.enatsu@cn.ey.com +86-21-2228-2216

坂出 加奈 税務・移転価格
kana.sakaide@cn.ey.com +86-21-2228-2289

高橋 臣一 監査
shinichi.takahashi@cn.ey.com +86-21-2228-2740

舟本 孝史 監査
takashi.funamoto@cn.ey.com +86-21-2228-2064

三井 貴子 監査
mitsui.takako@cn.ey.com +86-21-2228-4412

江 海峰 金融
alex.jiang@cn.ey.com +86-21-2228-2963

顧 嶢 M&A
sharry.gu@cn.ey.com +86-21-2228-2367

広州

長内 幸浩 監査
yukihiko.osanai@cn.ey.com +86-20-2881-2675

田中 昌志 税務
masashi.tanaka@cn.ey.com +86-20-2881-2871

深圳

小林 秀誉 監査
hidetaka.kobayashi@cn.ey.com +86-755-2502-8101

村井 祥一 税務・移転価格
shoichi.murai@cn.ey.com +86-755-2502-8319

香港

重富 由香 監査
yuka.shigetomi@hk.ey.com +852-2629-3907

北濱 聡 金融
satoshi.kitahama@hk.ey.com +852-2846-9700

小池 礼啓 監査
michinobu.koike@hk.ey.com +852-2629-3903

桑原 宏長 監査
hironaga.kuwahara@hk.ey.com +852-2629-3902

王 瑜文 M&A
evelyn.wang@hk.ey.com +852-2849-9452

東京

新日本アーンストアンドヤング税理士法人 中国デスク

笠原 健司	税務・移転価格	
kenji.kasahara@jp.ey.com		+81-3-3506-2396
斎藤 正浩	税務	
masahiro.saito@jp.ey.com		+81-3-3506-1282
平澤 尚子	税務・移転価格	
naoko.hirasawa@jp.ey.com		+81-3-3506-2752
崔 虹	税務	
hong.cui@jp.ey.com		+81-3-3506-2245

新日本有限責任監査法人 中国ビジネスグループ

福井 修	中国ビジネス一般	
fukui-sm@shinnihon.or.jp		+81-3-3503-1420
帯川 海	中国ビジネス一般	
obikawa-k@shinnihon.or.jp		+81-3-3503-1420
松田 博司	中国ビジネス一般・税務関連	
matsuda-hrsh@shinnihon.or.jp		+81-3-3503-1131

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transactions | Advisory

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングは、保証、税務、トランザクション、及び各種類アドバイザリーサービスの分野における、世界的なリーディングファームです。全世界で144,000人のメンバーが共通の価値観と品質に対するコミットメントを通じ、一体となってサービスを提供しています。私共は、顧客、職員、及びより広い地域社会がその潜在力を発揮する助けとなることが業界他社との差別化を図るところです。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドのメンバーファームにより構成された国際組織を指し、各メンバーファームはそれぞれ独立した法人組織です。アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドはイギリスにおける担保有限会社で、クライアントへのサービス提供は行っていません。より詳細な情報は、当事務所ウェブサイトをご覧ください。www.ey.com

中国におけるアーンスト・アンド・ヤングの税務サービス

中国におけるアーンスト・アンド・ヤングの930名の税務スタッフは、国内外にわたる豊かな関連専門知識や商業及び業界実務経験を有しています。私どもの税務専門スタッフは統一された手法と質の高いサービスの提供に対する変わらぬ責任意識をもって、安定的かつ準拠性を備える申告体制及び持続可能な税務戦略の構築において、貴社に協力し、貴社の目標実現のために、全力を尽くします。これはアーンスト・アンド・ヤングが業界他社との差別化を図るところです。

© 2011 Ernst & Young (China) Advisory Limited.

版權所有

FEA no. 03000943

本配布物は、要約された情報により一般的なガイドラインを提供することのみを目的としており、より詳細な調査や専門家としての判断を代替することを目的とはしていません。安永(中国)企業咨询有限公司、及び全てのグローバル・メンバーファームは、本配布物に含まれる情報に基づいて判断した結果として発生したあらゆる損失について、責任を負うものではありません。具体的な状況における問題については、専門家による適切なアドバイスを参照されるようお願いいたします。

本配布物は参考とされることのみを目的としており、最終決定の根拠とするものではありません。ご質問等ございましたら、china.services@cn.ey.com までご連絡ください。

www.ey.com/china